

保健について

1 入学後の提出書類

○保健調査票（両面）

学校での健康管理や、健康診断の参考となる調査です。お子さんの発育歴や既往症、現在までの健康状況などを記入してください。

特に学校生活で配慮を要するもの（心臓疾患、腎臓疾患、アレルギー等）に関しては、詳しく具体的にお知らせください。

○日本スポーツ振興センター災害給付制度 加入同意書

2 定期健康診断について

検査項目	
<ul style="list-style-type: none">○身長・体重○視力○内科○眼科○耳鼻科○歯科○尿	 <ul style="list-style-type: none">○聴力（1・2・3・5年）○心臓（1年・経過観察者）○脊柱側弯（5年・経過観察者）○色覚（4年）・・・3学期に実施します

入学後、1学期中に定期健康診断があります。日程については、ほけんだより等で事前にお知らせします。検査項目によって問診票などの記入をお願いするものがあります。

検査の結果、異常等があると思われるお子さんについては学校から通知をお渡しします。通知が届きましたら、元気に学校生活が送れるようになるべく早く医療機関を受診してください。

なお、受診結果につきましては、学校からの通知に医師が記入したものを、速やかに担任へご提出ください。

3 日本スポーツ振興センター災害給付制度について

○日本スポーツ振興センター災害給付は、学校の管理下において児童がけがなどの災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を行う制度です。（詳細につきましては、別紙「独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付制度への加入について」及び「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について」にてご案内しております。）学校でのけがはこども医療費制度を利用せず、日本スポーツ振興センター災害給付制度を使ってください。

○原則として全員の加入をお願いしています。なお、共済掛金は新座市が全額負担します。

○給付金申請に必要な用紙は学校にありますので、対象となる災害が生じましたら担任へお知らせください。

4 感染症について

麻疹（はしか）
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
風疹
水痘（みずぼうそう）
咽頭結膜熱（プール熱）
腸管出血性大腸菌感染症
流行性角結膜炎（はやり目）
伝染性紅斑（リンゴ病）
溶連菌感染症
手足口病
マイコプラズマ感染症
感染性胃腸炎
インフルエンザ
新型コロナウイルス感染症

等

- 左記の疾病にかかった場合は、「出席停止」になります。（欠席扱いにはなりません。）
- 医師から診断を受けましたら、速やかに学校までご連絡ください。
- 感染症ごとに出席停止期間が定められていますので詳しくは次ページの表をご覧ください。



5 予防接種について

予防接種は個別接種ですので、医療機関で実施することになっております。詳しくは市や保健センターからのお知らせなどをご覧ください。

6 その他

- 登校する前に、お子さんの健康状態（元気の有無、顔色、発疹の有無、排便の様子、朝食時の様子、発熱の有無、等）をよく観察してください。平熱よりも高い熱があったり、心配な様子がみられる場合には無理に登校させず、ご家庭で安静にし必要に応じて受診してください。学校は集団生活の場であることから、感染症の拡大予防へのご理解・ご協力も重ねてお願いします。
- 欠席する場合は、電話連絡ではなく登録の開始後はホーム&スクールのアプリを使用し担任にお知らせください。
- 遅刻・早退をする場合は、保護者の方の付き添いをお願いします。児童のみの登下校はできません。
- 学校で体調不良となったり、けがをした時には、保護者の方に連絡をする場合があります。確実に連絡がとれる連絡先を児童調査票に詳しく記入してください。記入後に変更がありましたら、その都度、担任にお知らせください。病院の処置で保護者への確認が必要な場合がありますのでご協力宜しくお願いします。
- 保健室での処置は、学校管理下で生じたけがに対する応急処置の範囲内となりますので、ご理解とご協力をお願いします。（継続的な処置はできません。）

7 出席停止期間一覧

第二種	出席停止期間
新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快(解熱)してから1日経過後
インフルエンザ	発症後5日経過し、かつ解熱後2日経過
百日咳	特有のせきが消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
麻疹	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘	全ての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状消消退後2日経過まで
結核	伝染の恐れがないと医師が認めるまで

第三種	出席停止期間
感染性胃腸炎	症状により学校医その他の医師において、伝染のおそれがないと認められるまで
マイコプラズマ感染症	
溶連菌感染症	
手足口病	
流行性角結膜炎 (はやり目)	
腸管出血性大腸菌感染症	
伝染性紅斑(リンゴ病)	
★上記以外でも病名のつく感染症は出席停止になる場合がありますので学校までご連絡ください。	

*「登校(可能)届」の提出は不要です。